

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

- ◇ 教委告示 県立高等学校の校舎移転
- ◇ 雑報 鳥取県地方労働委員会あつ、旋員候補者
- ◇ 正誤 昭和二十七年十二月二日鳥取県公報第二千三百六十九号外一件訂正

規 則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第百号

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程

(目的)

第一條 この規則は、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）に基き、鳥取県地方労働委員会事務局の組織に関する事項を定めることを目的とする。（事務局の分課）

第二條 鳥取県地方労働委員会事務局に左の二課を置く。

目 次

- ◇ 規則 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程
- ◇ 告示 医療機関の指定解除
医療機関の指定
土地改良区より理事の氏名、住所の届出
土地改良区定款変更の認可
建設業者の変更登録
土地改良区設立の予備審査の申請について
右同
種畜証明書の書換交付
種畜の廃用
一級国道の区域決定並びに供用開始
農地等の買収令書について
- ◇ 人委規則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則
- ◇ 選管告示 政党、協会その他の団体の收支報告書の要旨
- ◇ 公安告示 道路取締法による速度制限

総務課
調整課

(総務課の事務)

第三條 総務課においては、左の事務を処理する。

- 一 職員の人事の手續、服務及び研修に関すること。
- 二 職員福祉の事務に関すること。
- 三 予算、決算、会計及び物品保管手續に関すること。
- 四 文書の收受、審査、発送、記録及び保管に関すること。
- 五 公印の管守に関すること。
- 六 総会の招集、議案の準備、議事録の作製その他議事手續に関すること。
- 七 あつ、旋員候補者の委嘱手續及びあつ、旋員候補者名簿の作製に関すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、他課の所管に属しないこと。

(調整課の事務)

第四條 調整課においては、左の事務を処理する。

- 一 労働争議の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。
- 二 労働争議のあつ、旋、調停及び仲裁に関すること。
- 三 労働争議発生に伴う実情調査に関すること。
- 四 不当労働行為に関する申立の受理、調査、審問、認定、命令及びこれに伴う諸手續に関すること。
- 五 労働組合の資格審査及び証明に関すること。
- 六 労働協約の地域的一般拘束力の適用に関すること。
- 七 労働関係調整法第四十二條の規定による請求に関すること。
- 八 公益委員會議の招集、議案の整備、議事録の作製その他議事手續に関すること。
- 九 前各号に掲げるものの外、調整及び審査事務に関すること。

(課長)

第五條 課に課長を置く。

2 課長は上司の命を受け課の事務を処理する。

告 示

(この規則の施行に關し必要な事項)

第六條 この規則の施行に關し必要な事項は、知事の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

鳥取県告示第五百九十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條第四項の規定による辞退届があつたので次のように結核医療機関の指定を解除した。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	所在地	解除年月日
大谷医院	八頭郡若桜町若桜一九四番地	昭和二十七年十一月三十日

鳥取県告示第五百九十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	所在地	管轄保健所	指定年月日
大谷医院	八頭郡若桜町大字 若桜一九四番地	智頭保健所	昭和二十七年十二月一日

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第九項の規定により、次のように日野村本郷土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	住所
山田 清	日野郡日野村大字本郷
金川 良 弘	" "
山田 一郎	" "

川上 正一
松本 般夫

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、南谷村讚岐井手土地改良区の定款変更について、昭和二十七年十二月二十日認可した。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭和二十七年 富士建設株式会社
第一四四号 三月十日

主たる営業所々在地 申請者氏名

米子市角盤町二丁目七二番地 旧 稲田 勳
新 中本 正治

鳥取県告示第五百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年十二月八日変更登録した。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五條第一項の規定により、別表のとおり土地改良区の設立について予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十

五号）第十一條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称
（一）予備審査に関する調査報告書

- （一）土地改良事業計画概要書
- （二）定款作成の基本となるべき事項を記載した書面
- （三）縦覧期間
昭和二十七年十二月二十七日から昭和二十八年一月十五日まで
- （四）縦覧場所

別表のとおり
四、意見の提出
利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

別表

申請人
住所 氏名

土地改良区の名称

縦覧の場所

日野郡江尾町大字江尾	中川武正	外十四名	江尾土地改良区	日野郡江尾町役場
〃 神奈川村大字俣野	加藤雅雄	〃	神奈川村俣野	〃 神奈川村
〃 大宮村大字印賀	段塚或郎	〃	大宮村印賀	〃 大宮村

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五條第一項及び第九十五條第一項の規定により、別表のとおり、土地改良区の設立並びに数人が共同して行う土地改良事

業の開始について予備審査の申請があつた。

よつて同法第六條第四項（第九十五條第三項において準用する場合を含む）及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條（第七十五條におい

て準用する場合を含むの)の規定により次のとおり公告する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 予備審査に関する調査報告書

(二) 土地改良事業計画概要書

(三) 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面

(土地改良区設立の場合)

(四) 規約 (数人が共同して行う土地改良事業の場合)

別表 (一)

土地改良区設立

二 縦覧期間

昭和二十七年十二月二十七日から昭和二十八年一月十五日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見のある場合には縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

住 申 所 請 氏 人 名

土地改良区の名

縦覧の場所

鳥取市浜坂

若林 吉藏 外十四名

浜坂土地改良区

鳥取市役所

岩美郡本庄村大字河崎

垣谷 義治 外二十三名

本庄村河崎

岩美郡本庄村役場

太田

浦富町 大岩村

八頭郡中私都村大字市場	平井 源藏 外十四名	中私都村市場	八頭郡中私都村
散岐村大字佐貫	中村昇太郎 外二十名	散岐村上井手	散岐村
国英村大字釜口	遠藤 善行 外十四名	国英村釜口	国英村
用瀬町大字別府	岩本 傳市	用瀬町別府	用瀬町
船岡町大字塩上	松本 松治	船岡町本手井手	船岡町
社村大字古用瀬	原 鉄藏	社村古用瀬	社 村
丹比村大字徳丸	中島 福義	丹比村下徳丸	丹比村
船岡町大字船岡	裏坂 憲一	船岡町下船岡	船岡町
智頭町大字智頭	前川 傳次	智頭町上市場	智頭町
気高郡豊実村大字大桒	谷口 美嘉	豊実村大桒	気高郡豊実村
浜村町大字浜村	米田 林治 外十六名	浜村町浜村	浜村町
末恒村大字内海	鶴戸口 静夫 外十七名	末恒村内海	末恒村
勝部村大字紙屋	藤田 幸一 外十五名	勝部村楠根紙屋	勝部村
鹿野町大字鹿野	郡須 豊吉 外十四名	鹿野町大井手	鹿野町
大郷村大字福井	福本 博光	大郷村福井	大郷村
宝木村大字奥細見	川田 良一 外十六名	宝木村水尻	宝木村
湖山村	上山雄次郎 外十四名	湖山村湖山	湖山村
大和村大字倭文	中村 壽治	大和村倭文	大和村

東伯郡赤碕町大字赤碕	三谷 実	丹原井手	東伯郡以西村
松保村大字桂見	福田 定夫	松保村桂見	湖山村
泊村大字原	藤井 信美	泊村	泊村
上中山村大字庄田	森田 專藏	上中山村庄田	上中山村
灘手村大字谷	田中 実吉	灘手村谷	灘手村
高城村大字上福田	藤本 豊藏	高城村上福田	高城村
由良町大字大谷	河本 辰三	由良町中駄道	由良町
浅津村大字上浅津	川口 武雄	浅津村上浅津	浅津村
上中山村大字退休寺	樋口 清茂	上中山村退休寺	上中山村
三朝村大字砂原	安達 醇	三朝	東伯郡三朝村
社村大字福光	小谷 辰藏	社村福光	社村
西伯郡法勝寺村大字法勝寺	高橋 弥一	法勝寺村	西伯郡法勝寺村
大山村大字豊房	松尾 誠壽	大山村豊房	大山村
庄内村大字古御堂	野坂 義知	庄内村古御堂	庄内村
手間村大字天万	潮 和一	手間村天万	手間村

淀江町大字淀江	松井 彦一	淀江町淀江	淀江町
大高村大字尾高	後藤 續	大高村尾高	高麗村
宇田川村大字高井谷	森田 丈一	宇田川村下畷	宇田川村
尙徳村大字別所	実繁 実徳	尙徳村別所	尙徳村
大田村大字絹屋	前谷 繁次	大田村第一	大田村
賀野村大字市山	山中 市三	賀野村中野谷	賀野村
光徳村大字東坪	小谷 巖治	光徳村東坪	光徳村
東伯郡橋津村大字上橋津	奥田石太郎	橋津村上橋津	東伯郡橋津村
八橋町大字八橋	高塚 金藏	洗川堤塘	八橋町

別表 ㊦
 数人が共同して行う土地改良事業

住 所	氏 名	共同施行の名称	縦 覧 の 場 所
岩美郡小田村大字院内	橋本 茂雄	院内土地改良事業共同施行	岩美郡小田村役場
西伯郡名和村大字門前	角田 義次	名和村門前	西伯郡名和村

鳥取県告示第六百号

次の種畜につき種畜証明書を書換交付した。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

種畜証明 種類 名前 書換理由 申請者

昭二七 鳥地一六 七 黒毛和種 清本 移動 東伯郡浦安町 種子 鶴一 黒川 大誠村 信幸

鳥取県告示第六百一号

次の種畜は廃用された。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

種畜証明 書番号 種類 名前 返納理由 申請者 昭二六 鳥地四一 黒毛和種 藤高 県外導出 東伯郡東郷松崎町 飛村 常藏

昭二七 九 新栄 上中山村 金平 繁信 二〇 協和 古布庄村 千草久太郎

鳥取県告示第六百二号

一級国道の路線の区域を左のとおり決定し在來の道路を構成する区域をもつてその区域と定め告示の日から供用を開始する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

国道九号線

岩美郡蒲生村兵庫県境から同郡同村大字洗井、塩谷同郡岩井町鳥取市気高郡湖山村同郡青谷町東伯郡長瀬村同郡赤碕町西伯郡淀江町米子市を経て島根県境に至る (図面は土木部道路課に備え置く。)

国道二十九号線

八頭郡若桜町戸倉峠兵庫県境から同郡若桜町同郡那家町、岩美郡津ノ井村を経て鳥取市田島一三七ノ三地先

国道九号線接合点に至る (図面は土木部道路課に備え置く)

鳥取県告示第六百三号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三條、第十五條及び第四十條の二の規定により昭和二十七年九月一日をもつて買収した農地等及び牧野の所有

買収令書交付不能一覧表

Table with columns: 記号番号, 所有者氏名称, 住 所, 農地の所在, 地目, 面積, 対 価, 買収金, 買収日, 現金, 支払方法, 備考. Includes rows for 千代水5701, 小鴨 5701, 5702, 5703, 5704, 5705.

者の中買収令書を交付することができないものを同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。なお地番、地目、面積等の詳細については関係書類を農地課に備え置く。 昭和二十七年十二月二十六日 鳥取県知事 西 尾 愛 治

5706	矢田八治郎	社村	503.52	504
5707	小 鴨 村	倉吉町	89.28	89
5708	香川 賢	上小鴨村	98.40	98
5709	矢田 延美	社村	640.40	640
5710	杉本 壽	倉吉町河原町	328.80	329
5711	小川 貞壽	倉吉町駿治町	128.00	128
5712	東本順之助	倉吉町駿治町	766.40	766
5713	谷口 武壽	上小鴨村	38.40	38
矢送 5701	矢城 登	矢送村	239.04	309
5702	茅原 唯徳	山守村	748.80	749
北谷 5701	佐々木かづ	北谷村	1,085.20	1,085
5702	西山兼次郎	東伯郡北谷村	926.80	927
5703	福井 忠利	東伯郡北谷村	539.60	540
5704	陰山安次郎	東伯郡北谷村	296.45	296
5705	佐々木宇之吉	東伯郡北谷村	12.80	13
5706	佐々木恒義	東伯郡北谷村	12.80	13
下北條5701	山根 潔藏	北海道上川郡多寄村	6.92	6
5702	弓 原 区	東伯郡下北條村	61.92	62

中北條5701	淀瀬 貞雄	中北條村	30.24	39
5702	磯江 篤	中北條村	126.14	163
下郷 5701	佐々 祐彦	下郷村	478.00	478
八橋 5701	高塚新五郎	八橋町	144.00	186
5702	牧田 五郎	八橋町	332.64	333
5703	中井 正賢	八橋町	281.28	363
5704	佐伯 庄一	八橋町	234.72	303
5705	藤井 のぶ	八橋町	8.16	11
*5706	戸田 友藏	八橋町	302.40	395
5707	坂口 喜雄	八橋町	748.44	977
5708	前田 利夫	八橋町	1,179.36	1,540
5709	今田 之和	八橋町	716.80	717
5710	大字 徳万	八橋町	473.60	474
赤碕 5701	椎本 慶一	赤碕町	176.64	177
5702	眞山 ます	赤碕町	277.92	278
5703	米村 りん	八橋町	238.08	238
5701	林 仲治	八頭郡大村大字鷹狩	12.98	13
5702	美成農事実行組合	大村大字美成	15.38	15

大御門5701	細田 滝造	大御門村大字大門	大御門村	3,117.60	859.26	3,977
" 5702	細田 竹次 細田 多一	" "	" "	417.60	121.80	539
" 5703	有田 顯	" 殿	" "	724.32	211.26	936
" 5704	岡崎 克治	" 市谷	" "	11.04	" "	11
" 5705	今村吉三郎	" 西御門	" "	128.64	35.52	164
山形 5701	白岩 増藏	智頭町大字八河谷	智頭町山形区	152.00	" "	152
住吉 5701	岩本石太郎 外27名	米子市上後藤	米子市住吉地区	31.97	" "	32
" 5702	近藤糸三郎	西伯郡参名村	" "	10.71	" "	11
" 5703	成田覚之助	米子市内町	" "	66.96	" "	67
" 5704	庄司 廉	西伯郡渡村	" "	1.30	" "	1
" 5705	坂口合名会社	米子市尾高町	" "	753.26	" "	753
" 5706	後藤市右卫門	内町	" "	276.05	" "	276
福生 5701	永見 吉平	法勝寺町	米子市福生地区	368.50	" "	369
福米 5701	本生 信雄	西福原	福米地区	1,010.88	308.88	1,320
" 5705	畑原繁太郎	" "	" "	178.85	57.96	237
高麗 5701	後藤 幸治	西伯郡高麗村大字長田	西伯郡高麗村	4.80	1.68	6
" 5702	入江 恭一	" "	" "	11.84	4.07	16

" 5703	金田 勉	" "	" "	45.60	15.96	62
" 5704	谷野 敏子	" 富岡	" "	168.00	" "	168
" 5705	入江 盛就	" 長田	" "	63.81	" "	64
大幡 5703	野口弥太郎	島根県松江市南田町	西伯郡大幡村	2,452.48	" "	2,452
大岩 5701	沢 清	岩美郡大岩村大谷	岩美郡大岩村	141.12	41.16	182
" 5702	田中 久次	" "	" "	23.04	6.72	30
" 5703	谷岡 房子	鳥取市下魚町	" "	60.00	17.50	78
" 5704	石河 実	岩美郡大岩村岩本	" "	181.44	" "	181
溝口 5702	山中 義治	日野郡溝口町字代	" "	3.50	" "	4
高麗(投) 4701	入江 福藏	西伯郡高麗村長田	西伯郡高麗村	29.37	" "	29
" 4702	入江 定一	" "	" "	29.80	" "	30
" 4703	金田 文雄	" "	" "	110.58	" "	111
" 4704	飯田 善次	" "	" "	7.34	" "	7

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

(この規則の目的)

第一條 職員の特殊勤務手当に関する條例(昭和二十七年鳥取県條例第三十九号。以下「條例」という。)第九條の規定に基き、職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)の支給に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の区分)

第二條 條例第六條第一号の規定の適用については、コレラ、ペスト(ペスト菌保有ぬすみを含む。)痘、流行性腦脊髓膜炎、発しん、チブス、日本腦炎及び黃熱

並びに家畜の炭そ、鼻そ、狂犬病、流行性腦炎及び野と病の發生現地における防疫作業、直接検診、患家患畜の消毒等の作業に従事したときとする。

2 條例第六條第二号の規定の適用については、腸チブス、バラチブス及び赤痢(疫病を含む。)並びに家畜の結核病、豚丹毒、ブルセラ病、破傷風、傳染性貧血及び口てい疫の發生現地における防疫作業、直接検診、患家患畜の消毒等の作業に従事したときとする。

3 條例第六條第三号の規定の適用については、左の各号に定める作業に従事したときとする。

一 しよう、紅熱及びデフテリア並びに家畜のかいせん、出血性敗血症及び牛の放線狀菌病の發生現地における防疫作業、直接検診及び患家患畜の消毒等

二 檢病のための戸口調査

三 病原菌の培養若しくは檢鏡

四 特に傳染病發生のおそれある場合の防疫作業

(支給の手續)

第三條 所屬長はその所屬する職員に対し、特殊勤務を

命じた場合は、特殊勤務実績簿(別記様式第一、様式第二)に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

(支給の方法)

第四條 手当は月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日に支給する。但し、勤務実績の報告が遅れる場合等で、その日に支給することができないときはその日後において支給することができる。

第五條 職員が職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚嫁、葬儀及びやむを得ない事情により一週間以上にわたつて帰郷する場合その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、手当を請求したときは支給期日前であつても、請求の日までの分をその際支給する。

2 職員が予算上の科目を異にして移動し、又は退職し、若しくは死亡した場合の手当は、その移動し、又は退職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 特殊勤務実績簿は、これに相当する従前の様式のものを使用しての間これを使用することができる。

様式第一

(月分) 特殊勤務実績簿 (所屬) 課 名 職 名 級 号 氏 名

所屬 直接 監督 者 印 作業 従 事 月 日 事 場 所 作業 の 内 容 手 当 の 従 事 者 印 備 考

計	日給料月額 の二十五	円	円	合計	円
條例第一号					
第二号					

備考

1 所屬長とは、本庁にあつては所屬の課長、各解に

公安委員会告示第七号

道路交通取締法第六條の規定により左のとおり速度制限

公安委員会告示

とする。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県公安委員会

(一) 支 出		支出の総額		支出の目的	
政党、協会その他の団体名	件数	円	件数		
1 自由党鳥取県連合支部	1	四、〇〇〇、〇〇	1	通信費	
		五、〇〇〇、〇〇	1	旅費	
		一〇、〇〇〇、〇〇	1	幹部会合費	
		二〇、〇〇〇、〇〇	1	人件費	
		二二、〇〇〇、〇〇	1	本部宣傳隊費	
		二五、〇〇〇、〇〇	1	宣傳隊自動車費	
		二、〇〇〇、〇〇	1	新聞広告費	
		二、〇〇〇、〇〇	1	通信費	
		一五、〇〇〇、〇〇	1	旅費	
		一五、〇〇〇、〇〇	1	会合費	
		六、〇〇〇、〇〇	1	人件費	
2 同鳥取県東部支部					

00918

四、主たる寄附者及び支出

(一) 寄 附 者

寄附者の氏名 又は団体名	職業	住所又は主たる 事務所の所在地	件数	寄附の総額	円
日本共産党鳥取県委員会			1	一、〇〇〇、〇〇	
同 東伯地区委員会			1	一、〇〇〇、〇〇	
日本教職員連盟鳥取県支部			1	一、〇〇〇、〇〇	
民主青年協議会			1	一、〇〇〇、〇〇	
自由党鳥取県連合支部			1	七六、五〇〇、〇〇	
同 鳥取県東部支部			1	七六、五〇〇、〇〇	
同			1	三六、〇〇〇、〇〇	
政党、協会その他の団体名			1	二〇、〇〇〇、〇〇	
1 自由党鳥取県連合支部			1	二〇、〇〇〇、〇〇	
			1	二〇、〇〇〇、〇〇	
			1	三〇、〇〇〇、〇〇	
			1	八、五〇〇、〇〇	
			1	二〇、〇〇〇、〇〇	
			1	一〇、〇〇〇、〇〇	
2 同鳥取県東部支部			1	八、〇〇〇、〇〇	
寄附者の氏名	職業	住所又は主たる 事務所の所在地	件数	寄附の総額	円
門脇勝太郎	会社重役	東伯郡倉吉町	1	二〇、〇〇〇、〇〇	
手島 雄二	〃	米子市東町	1	二〇、〇〇〇、〇〇	
稲田 直道	農業	鳥取市古市	1	三〇、〇〇〇、〇〇	
建部 邦雄	林業	八頭郡智頭町	1	八、五〇〇、〇〇	
稲田 直道	農業	鳥取市古市	1	二〇、〇〇〇、〇〇	
建部 邦雄	林業	八頭郡智頭町	1	二〇、〇〇〇、〇〇	
岡垣 明	医師	鳥取市今町	1	八、〇〇〇、〇〇	

一 制限の場所
 八頭郡智頭町大字郷原の内
 指定府県道 智頭大原線智頭町大字郷原一五一の五番
 地地先から同町大字郷原大内橋に至る三三メートルの間
 二 制限速度
 最高速度 毎時二〇キロメートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十三号

昭和二十七年十二月一日県立高等学校の校舎を次のとおり移転した。

昭和二十七年十二月二十六日

氏名	生年月日	現職	経歴	住所
清水 臨藏	明治三〇、一二	阪鳥製氷(株)社長	高小卒、鳥取県経営者協会副会長、第四五六七期使用者委員	鳥取市梶川町十二ノ一
清水 英雄	明治二八、二七	大同木材工(株)取締役	鳥取商業卒、鳥取県地方木材(株)総務部長第六七期使用者委員	鳥取市吉市大同木材株式会社内
松浦 武儀	明治三二、一〇	鳥取家具社長	県工業会副会長、経営者協会理事	鳥取市二階町三ノ四一

鳥取県教育委員会
 学 校 名 位 置
 旧 県立鳥取東高等学校 岩美郡浦富町七三三ノ一
 新 岩美分校 同 右七〇八ノ二

昭和二十七年十二月二十六日
 鳥取県地方労働委員会あつ、旋員候補者を労働関係当事者に周知させることについて、
 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会
 あつ、旋員候補者名 (昭和廿七年九月廿七日)

鈴木 敬直	大正 八、一八	県経営者協会 事務局長	商工会議所事務局次長、前あつ、旋員候補者	鳥取市立川町四ノ三四一
桑名 節藏	明治三三、六	日本通運(株) 倉吉支店長	早稻田大学英文科高等予科修了育英中学 教諭現使用者委員	東伯郡社村秋喜七七
小谷 茂	大正 三、二四	鳥取コルク工業 業務取締役	倉吉商工会議所理事長	東伯郡倉吉町余戸谷三〇三〇
加藤 章	明治三五、一	山陰日々新聞 社長	東京商大専問部卒鳥取県経営者協会副会長第三四五六七期使用者委員	米子市明治町八
安部三代治	明治三二、一〇	坂口合名会社 支配人	高小卒、鳥取県経営者協会米子支部長 現使用者委員	米子市久米町三二
河村 威夫	明治四〇、三	日本レリオン 米子製糸工場長	春木造船事務取締役前労働委員	米子市錦町三ノ八九
村田 良雄	明治二五、三	大正農工具取 縮役社長	労働教育諮問委員労働者災害補償審査会 委員同保険審査委員	米子市愛宕町四六
鷺坂 康	大正二一、七	全日通労働鳥取支部執行委員長	全日通関西地区本部出版部長、各支部 分会執行委員長	鳥取市豆腐町一八
森本清太郎	明治四二、一〇	岩美鑛山労組 組合長	高小卒日本鑛業(株) 岩美鑛業所採鑛主任現労働委員	岩美郡本庄村本庄四〇六ノ一
岡本 颯	明治四一、四	県職書記長	県職書記長	気高郡湖山村
田中 正輝	大正 八、一一	共栄産業従業員	共栄産業労働組委員長	気高郡吉岡村大字吉岡
佐々木章久	大正二二、六一	電産労働組支部委員長	高小卒、中国電力(株) 鳥取支店現労働委員	東伯郡旭村牧

船越 武男 大正一、五、一 日通事務員 前日通倉吉執行委員長 東伯郡上北條村小田一九四	福田 傳市 大正六、一〇、五、一〇 日ノ丸自動車 期勞働者委員 高小卒日ノ丸自動車米子支社勤務第六七 米子市道笑町四丁目二一七	種 芳 大正九、二、二、三 日本醱酵工業 場(株)大山工 場從組々合長 高小卒日本醱酵工業(株)大山工場製造係 勤務現勞働者委員 米子市皆生市管住宅三三〇号	平田 賢 大正四、五、八 国鉄後藤工機 職員 国鉄勞組後藤工機支部書記長前あつ、旋員候補者 米子市上福原一五四四	小島 高助 大正七、一、一、八 全日通職員 者 全日通県支部委員長元勞働委員前あつ、旋員候補者 米子市皆生	田中 秀次 明治三一、九、二、六 弁護士 中央大学卒地勞委第四五六七期公益委員 鳥取市西町九三	若木 礼 明治四〇、九、八 鳥取大学教 授 北海道帝大農学部卒鳥取農專教授第六七期 鳥取市東町一六	武井 正臣 大正八、一、二、八 鳥取大学芸学 部講師 勞働基準審議委員会 岩美郡宇倍野村宮ノ下	徳永 長 明治三三、一、二、二、四 無職 元勞働委員会々々長前あつ、旋員候補者 八頭郡用ヶ瀬町	高田 三郎 明治二九、一、六 農業 明治大学専門部卒鳥取県各課長、漁業調整 委員現公益委員 東伯郡長瀬村長瀬一三三三	大島 広正 明治二九、四、二、一 村長 前勞働委員会々々長代理 東伯郡上北條村大字穴窪二二一
---	--	---	---	--	---	--	--	---	---	--

青戸 辰午 明治三〇、六、三〇 弁護士 早稲田大学中退第二三三四五六七期公益委員 米子市加茂町二丁目二二	三好 泰三 明治四二、七、二、一 農業 日野農林学校卒鳥取県教育委員現公益委員 日野郡日野村舟場三三七ノ一	松田 勝三 明治四〇、三、一、九 果立米子函 書館長 元勞働委員前あつ、旋員候補者 米子市加茂町一ノ一一	小泉 順三 明治三六、九、一、六 小泉証券社 長 前あつ、旋員候補者 米子市東町五四	権田喜一郎 明治四四、四、九 局長 前あつ、旋員候補者 鳥取市吉成六八三ノ一一	宮谷 芳春 明治三五、三、一、八 総務課長 右同 鳥取市行徳一八〇ノ一四	浜嶋 一郎 明治三三、一〇、四 審査課長 右同 鳥取市丸山町二四六ノ一	郡 四郎 明治三五、一、一、七 調整課長 右同 鳥取市吉方三三〇ノ四
--	---	---	---	---	--	---	--

正 誤

昭和二十七年十二月二日鳥取県公報第二千三百六十九号
中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正

一 下 二 解除実除面積 解除実測面積

三 下 一 四 字大灘東 字下大灘東

三 下 一 七 字東灘北 字東灘ノ北

四 上 三 字上大灘東北 字上大灘東ノ北

昭和二十七年十二月五日鳥取県公報第二千三百七十号中
誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁段 誤 正

一 下 成美 成実

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所 縣